

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分		評価基準
A	達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B	取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C	取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D	取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域防災局	(1)「関西広域防災計画」の策定	東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めた「関西広域防災計画」を策定する。	B	○南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に対し関西広域連合及び構成府県市が取るべき対応方針やその手順を定める「関西防災・減災プラン」の策定と推進を実施。 ・総則編 ・地震・津波災害対策編 ・原子力災害対策編 以下は、H25年度に策定予定 ・風水害対策編 ・感染症対策編(新型インフルエンザ対策編、鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策編)	●H25までにプランの策定が完結する。H26以降はプランに基づき南海トラフ巨大地震対策を中心に取り組むことが基本となることから、南海トラフ巨大地震に対する構成府県市の被害想定及び対策を検証し、救援・救護、物資の供給、広域避難等、広域調整が必要な具体的な対策についてシナリオ化などを推進 【重点方針:「大規模広域災害を想定した広域対応の推進」に記載】
	(2) 関西広域応援訓練の実施	関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図るとともに、関西広域防災計画、関西広域応援実施要綱(仮称)の実効性を検証するため、広域災害を想定し、構成団体が参加する広域応援訓練(実動・図上)を実施する。	A	○大規模広域災害発生時に関西広域の応援・受援機能を迅速・円滑に発揮するため、関西防災・減災プラン及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、構成府県市、連携県及び防災関係機関が参加する広域応援訓練を実施。H23～24年度については以下のとおり。 ・実動訓練(H23.10徳島県、H24.10兵庫県) ・図上訓練(H25.2兵庫県) ○H25年度は、滋賀県において実施(実動10月・図上12月)予定。	●大規模広域災害発生時に関西広域の応援・受援機能を迅速・円滑に発揮するためには、応援訓練の実施が重要であることから、これまでの取組をさらに計画的に実施・充実させ、関西広域応援訓練を長期的訓練計画に基づいて継続実施するとともに、新型インフルエンザ等の危機事象に対応した新たな訓練を実施 【重点方針:「防災・減災事業の推進」に記載】
	(3) 救援物資の備蓄等の検討・実施	災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備するため、物資集積・配送マニュアル及び備蓄計画を作成し、これを実施する。	B	○H24年度、大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルを作成。 ○H25年度、食糧等救援物資の備蓄計画を検討・作成予定。	●南海トラフ巨大地震等に対する広域応援・受援体制の整備のためには、マニュアル及び備蓄計画の適切な運用が重要であることから、これらに基づき関西の広域防災拠点のネットワーク化による広域的・基幹的な物資の備蓄・集積・配送基盤を構築 【重点方針:「関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進」に記載】
	(4) 災害発生時の広域応援体制の強化(関西広域応援実施要綱作成・運用)	広域災害発生時において、被災府県からの職員や物資等に関する応援要請の集約、被災していない府県への応援要請・応援先の配分等の府県間調整を担い、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できるよう、広域連合が広域応援を実施する手順を取りまとめた関西広域応援実施要綱(仮称)を作成し、これを運用する。	A	○H24年度、関西防災・減災プランに基づき、関西広域連合及び構成府県市が連携県及び関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう必要な事項を定める「関西広域応援・受援実施要綱」を作成。	●大規模広域災害発生時に関西広域の応援・受援機能を迅速・円滑に発揮するためには、そのアクションプランの充実や体制整備が重要であることから、原子力災害に対しては、原子力災害対策指針に基づき被ばく医療、放射線モニタリング等の必要な体制整備及びUPZ(緊急防護措置を準備する区域)以遠における原子力防災対策の確立を図るとともに、広域避難対策の実効性確保のため広域避難訓練を実施。また、経済団体等と連携し、企業防災や帰宅困難者対策等の課題について協議の場を設定して、企業の主体的な取組を促進 【重点方針:「大規模広域災害を想定した広域対応の推進」に記載】 【重点方針:「防災・減災事業の推進」に記載】
	(5) 防災分野の人材育成	人と防災未来センター等防災研究・研修機関の実施する研修に構成団体職員が参加するほか、特定のテーマで特別研修などを実施し、計画的な防災分野の人材育成を行う。	A	○関西圏域の府県・市町村職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を実施するほか、構成府県市主催の研修や人と防災未来センターなどが実施する研修への参加を呼びかけ。 ・H23～24年度は、家屋被害認定業務研修、防災担当職員基礎研修、災害救助法実務担当者研修を構成府県市持ち回りで開催 ・H25年度も同様に実施予定	●大規模広域災害発生時に関西広域の応援・受援機能を迅速・円滑に発揮するためには、継続的な人材育成が重要であることから、総合的・体系的な研修実施により防災担当職員等の災害対応能力を向上 【重点方針:「防災・減災事業の推進」に記載】
	(6) 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整	新型インフルエンザ等の感染症のまん延その他の緊急事態への広域的な対応に係る構成団体間の連携・調整を行う。	A	○鳥インフルエンザに係る対応、北朝鮮のミサイル発射・核実験等に関して構成府県市間での情報共有等を実施。 ○H25年度、関西防災・減災プラン 感染症対策編を策定予定。	●新型インフルエンザ等の感染症のまん延その他新たな危機事案への対応が求められていることから、これらの事案も含めた広域的対応が必要となる具体的な対策についてシナリオ化 【重点方針:「大規模広域災害を想定した広域対応の推進」に記載】
	(7) 広域防災に関する調査研究	関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、構成団体の参加を得て、調査研究を行う。	A	○関西広域連合と鉄道事業者との「津波発生時における一時避難施設としての鉄道施設使用に関する協定書(案)」を作成し、締結を調整。 ○広域的な緊急輸送道路の確保や津波発生時の道路への一時避難など道路に関する防災対策の基本方針のとりまとめについて、近畿地区幹線道路協議会に参加、検討。	●関西における広域防災に関する諸課題を解決するには、各種団体等と連携した調査研究が重要であることから、経済団体等と連携し、企業防災や帰宅困難者対策等の課題について協議の場を設定して、企業の主体的な取組を促進 【重点方針:「防災・減災事業の推進」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分	評価基準
A 達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B 取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C 取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D 取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域観光・文化振興局	(1)「関西観光・文化振興計画」の策定	関西を魅力ある観光圏としていくため、関西が一体となって戦略的に取り組むべき重点分野、事業、目標等を定めることが必要であることから、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客旅行容易化法)第4条第1項各号に掲げる事項等について、観光・文化振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定する。	A	○観光・文化振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定(平成24年4月)	●関西を魅力ある観光圏としていくため、関西が一体となって戦略的に取り組むべき重点分野、事業、目標等を定めている「関西観光・文化振興計画」を推進するとともに、社会経済情勢等の変化など、必要に応じた計画の見直しを行う。 【重点方針:「関西観光・文化振興計画」の推進」に記載】
	(2)「通訳案内士」(全国)の登録等	「関西地域限定通訳案内士(仮称)」と合わせ、通訳案内士(全国)の登録に関する業務(登録・変更等)を広域連合が一元的に管理することにより、効率的な登録事務及び運用を実施する。	A	○平成24年4月より、通訳案内士(全国)の登録に関する業務(登録・変更等)を広域連合が一元的に管理 【取扱件数】3,381件(H25.3.31現在)	●観光客に対するおもてなしや利便性の向上を図るため、通訳案内士(全国)の登録等事務の一元化や通訳案内士に関西地域の観光情報等を周知する。 【重点方針:「安心して楽しめるインフラ整備の充実」に記載】
	(3)広域観光ルートの設定	外国人観光客をさらに関西に呼び込むには、各府県・政令市の戦略的な取組により、エリア全体の魅力の向上を図ることが不可欠であるため、関西をひとつのマーケットとして、成長著しい東アジアや関西の伝統文化に関心の強い欧米をメインターゲットに、関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、関係団体とも連携して情報発信を行い、誘客を図る。	A	○関西の魅力ある観光資源を有機的につなぎ、PRする8つの広域観光ルートを提案(平成24年3月) 【8ルート】①初めての7KANSAI満喫 ②日本人の心の聖地を辿る ③伝説の瀬戸内海と秘境景観 ④KANSAIの遺産を辿る ⑤KANSAIで癒しと健康 ⑥COOL KANSAI体感 ⑦エンターテインメントKANSAI ⑧KANSAIの自然を辿る	●「アジアの文化観光首都」を目指し、国際観光圏「KANSAI」のブランドを世界に発信するため、「KANSAI国際観光YEAR」を継続的に展開し、文化振興との連携を図りながら、テーマ、ストーリーのある広域観光ルートの提案等の情報を提供する。 【重点方針:「KANSAI」を世界に売り込む」に記載】
	(4)「関西地域限定通訳案内士(仮称)」の創設	訪日外国人旅行者及び資格取得者の利便性向上を図るため、府県を越えた関西地区全般の案内が行える「関西地域限定通訳案内士(仮称)」を創設し、試験の実施、合格者の登録、研修等を行う。	D	○国の法改正等の動向を踏まえるため当面見送り	●「関西地域限定通訳案内士(仮称)」の創設については、広域計画期間中、国の制度改正等の動向を見極めながら検討を深める。 【重点方針:「安心して楽しめるインフラ整備の充実」に記載】
	(5)海外観光プロモーションの実施	「関西」をさらに魅力ある観光圏としてアピールするため、各府県・政令市、関係団体と密接に連携を図りながら、広域連合長等がトップセールスを行う。	A	○構成府県市や関係団体との連携のもと、広域連合長等によるトップセールスなどの海外観光プロモーションを戦略的に実施(平成22年度～) 【平成23年度】7月:北京・上海、9月:ソウル 【平成24年度】8月:ソウル、9月:北京・杭州・上海、2月:シンガポール・クアラルンプール	●「アジアの文化観光首都」を目指し、国際観光圏「KANSAI」のブランドを世界に発信するため、中国、韓国等東アジアに加え、訪日観光が大幅に伸張している東南アジアなどに対しても海外観光プロモーションを展開する。 【重点方針:「KANSAI」を世界に売り込む」に記載】
	(6)関西全域を対象とする観光統計調査	関西の観光地をさらに魅力あるものにするためには、関西圏内における地域間比較、傾向分析等に基づく効果的な施策の立案・実施が必要であるため、新たに開発した統一的な調査・分析に基づき、観光統計調査を実施し、関西全体の観光動向を把握する。	A	○訪日外国人に関しては、その旅行消費、再訪意向及び満足度等について、国が実施する「訪日外国人消費動向調査」結果を二次利用し、関西圏内での詳細な動向を把握(平成25年3月)	●関西への外国人訪問客の動向等を把握し、効果的な誘客の取組につなげるため、中国、韓国等東アジアや東南アジアなど国別誘客を促進するとともに、観光統計を活用した戦略的な誘客を促進する。 【重点方針:「マーケティング手法による誘客」に記載】
	(7)関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一	各自治体等が独自に整備している観光案内表示について、訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全域における基準の統一を目指す。	A	○国内外の観光客が用意かつ安全に関西圏内を観光できるよう観光案内表示に関する指針である「関西全域を対象とする観光案内表示のガイドライン」を策定(平成25年3月)	●外国人旅行者が安心して楽しめるようにするため、外国人旅行者にやさしい観光案内表示を目指し、「観光案内表示のガイドライン」による案内表示を推進するなど観光まちづくり・ひとづくりに取り組む。 【重点方針:「安心して楽しめるインフラ整備の充実」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分	評価基準
A 達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B 取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C 取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D 取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域産業振興局	(1)「関西産業ビジョン」の策定	関西のもつ産業集積・インフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化していくため、関西産業の目指すべき姿(育成していくべき基幹産業の提示等)、産業活性化のための取組の基本方針(方向性)、産業クラスター連携戦略の構築等の将来像や戦略を「関西産業ビジョン」として取りまとめる。	A	○関西のもつ産業集積・インフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化していくため、関西が目指すべき将来像と目標、並びにその実現に向け取り組むべき戦略を「関西広域産業ビジョン2011～日本の元気を先導する関西～」として、平成24年3月に取りまとめた。	●ビジョンを作成したため次期広域計画の項目から削除するとともに、次期広域計画では、ビジョンの4つの戦略項目を重点方針とし取組を進める。
	(2) 関西における産業クラスターの連携	関西各地には、大学、世界有数の研究機関や、さまざまな業種・分野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した、いわゆる“産業クラスター”が形成されており、関西活性化のために、各産業クラスターの特色を生かしながら、関西全体を視野に入れて、従来の産学官連携のネットワークの拡大や異業種分野連携、各地域の得意分野・人材・技術の相互補完につなげる。	A	○ライフイノベーションをテーマとしたフォーラムの開催や域内12の産業クラスターのポテンシャルやイベント情報を掲載したWebページによる一体的な情報発信などにより、クラスター間の連携や異業種連携を促進した。	●関西が強みを持つ成長産業分野において、各拠点間ネットワークの形成等を通じて、関西が一つになってポテンシャルを最大限に発揮する取組を進める。 【重点方針:「世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化」に記載】
	(3) 公設試験研究機関の連携	関西の公設試験研究機関(公設試)の連携促進を図るため、技術支援情報の集約、技術シーズやライセンス情報の共有、設備の共同利用(調達)、人材交流を行う。	A	○構成府県市が設置する工業系公設試験研究機関の機器利用等について、関西広域連合域内に所在する企業に限り、自府県市以外の企業への割増料金を解消するとともに、開放機器・依頼試験の検索機能やイベント情報等を掲載したポータルサイト「関西ラボねっ」と開設した。また、研究員向け及び企業向けの共同研究成果発表会の開催などに取り組んだ。	●関西の産業基盤の中核を成す中堅・中小企業の国際競争力の強化のさらなる推進を図るため、関西産業の活力源である様々な業種やステージにある中堅・中小企業等に対し、広域による技術支援等により成長を支援する。 【重点方針:「高付加価値化による中堅・中小企業の国際競争力の強化」に記載】
	(4) 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施	広域的取り組みによるビジネスチャンス・販路開拓拡大と、事務の効率化を図るため、地場産品等の共同プロモーションの実施、ビジネスマッチング商談会の広域実施といった合同によるプロモーション・ビジネスマッチングを行うとともに、広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発を行う。	A	○大規模展示会等への出展により関西の産業ポテンシャルや局の取組をPRするとともに、域内中小企業と大企業とのビジネスマッチング商談会や地域資源を活用した商品の展示商談会を開催するなど、域内中小企業等のビジネスチャンスの拡大に取り組んだ。	●関西産業の活力源である様々な業種やステージにある中堅・中小企業等に対し、各地域の一際光る技術や人材をはじめとする経営資源を相互補完し強化するため、府県域を超えたマッチングなど支援機能の整備を通じて、成長を支援する。 【重点方針:「高付加価値化による中堅・中小企業の国際競争力の強化」に記載】 ●関西のポテンシャルを活かし地域全体の魅力を高め、多くの人を呼び込むとともに、域内企業の海外への市場展開等のさらなる推進を図るため、農産品の高付加価値化による6次産業化の促進など、戦略的な取組やプロモーションを展開することで、アジア地域を主たるターゲットに「関西ブランド」の確立を目指すとともに、ブランドの活用を通じた地域の活性化を推進する。 【重点方針:「『関西ブランド』の確立による地域経済の戦略的活性化」に記載】
	(5) 新商品調達認定制度によるベンチャー支援	地方自治法の規定により認定を受けた者が生産する「新商品」は、自治体が購入する場合、通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することができるが、広域連合が本制度を活用して各府県の随意契約の機会等を拡大することを検討することにより、中小企業者の新事業創出支援を行う。	A	○構成府県市の連携による事業者の認定を実施し、Webページやパンフレットにより認定事業者・新商品のPRを実施するとともに、構成府県市において一部事業者から新商品の調達を行った。	●中小企業者の新事業創出等の支援を推進するために関西産業の活力源である様々な業種やステージにある中堅・中小企業等に対し、広域による技術支援や知的資産経営の導入支援等により経営基盤を強化し、成長産業への参入を促すとともに、各地域の一際光る技術や人材をはじめとする経営資源を相互補完し強化するため、府県域を超えたマッチングなど支援機能の整備を通じて、成長を支援する。 【重点方針:「高付加価値化による中堅・中小企業の国際競争力の強化」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分		評価基準
A	達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B	取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C	取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D	取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域医療局	(1)「関西広域救急医療連携計画」の策定	関西の府県域を越えた広域救急医療連携(ドクターヘリ等による広域救急医療連携)のさらなる充実に向け、需要予測調査に基づくドクターヘリの最適配置・運航を中心とした「関西広域救急医療連携計画」を策定する。また、東南海・南海地震や近畿圏直下型地震など、大規模広域災害の発生に対応するため、「広域防災分野」とも連携を図りながら、ドクターヘリ等を活用した広域災害医療体制の構築に向けた検討を行う。	A	(関西広域救急医療連携計画の策定) ○平成24年3月に「広域的なドクターヘリの運航」及び「災害時における広域医療体制の整備」を2本柱とした「関西広域救急医療連携計画」を平成24年度から26年度までの3カ年計画として策定し、その推進を着実に図った。 (広域災害医療体制の構築) ○東日本大震災での課題を踏まえた被災地の医療支援を統括・調整する「災害医療コーディネーター」の養成、及び、実践的な災害医療訓練を実施した。 ○大規模広域災害発生時に応援・受援を円滑に実施できるよう、広域防災局と連携のもと、広域連合及び府県の役割や連絡体制等を示した「関西広域応援・受援実施要綱(うち医療活動の実施)」を平成25年3月に策定した。	(関西広域救急医療連携計画の策定) ●広域救急医療連携を推進するため策定している「関西広域救急医療連携計画」のさらなる推進のため、新たな課題への対応を盛り込んだ次期計画の策定を行う。 【重点方針:「関西広域救急医療連携計画」の推進に記載】 (広域災害医療体制の構築) ●南海トラフの巨大地震をはじめとした大規模災害発生時に迅速かつ円滑な医療が提供できるよう、被災地医療を統括・調整するリーダー人材のさらなる養成や資質の向上を図るとともに、府県域を超えた広域による実践的な訓練の実施により、広域災害医療体制の構築を図る。 【重点方針:「災害時における広域医療体制の整備・充実」に記載】
	(2) 広域的なドクターヘリの配置・運航	各府県の独自配置によって生じる運航範囲・費用負担の重複等を解消し、複数機のドクターヘリが補完し合う相互応援体制の構築を図るため、大阪府、和歌山県及び3府県(京都府・兵庫県・鳥取県)における事業の広域連合への移管を計画的に進め、関西全体におけるドクターヘリの効果的・効率的な配置・運航などを行う。	A	○平成23年4月に3府県ドクターヘリが広域連合へ事業移管されたことをはじめ、平成25年4月には大阪府ドクターヘリ及び平成24年10月に運航開始した徳島県ドクターヘリも広域連合に事業移管された。 これにより、広域連合が主体となった相互補完を可能とする複数機のドクターヘリによる運航体制が実現したところであり、和歌山県ドクターヘリとも緊密な連携関係を図りながら、ドクターヘリの機動力を活かした取組を更に推進していく。	●関西における広域救急医療体制のさらなる充実に向け、ドクターヘリによる救命効果が高いとされる「30分以内」での救急搬送体制の確立を図る。 【重点方針:「広域救急医療体制の充実」に記載】
	(3) 広域救急医療体制充実の仕組みづくり	関西における広域救急医療連携のさらなる充実に向けた仕組みづくりを行うため、「関西広域救急医療連携計画」策定の中で、救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討する。	A	○平成24年4月に設置した外部有識者からなる「関西広域救急医療連携計画推進委員会」の開催等を通じて、周産期医療や小児医療等、新たな広域医療連携のあり方について検討を行った。	●関西における広域救急医療体制のさらなる充実に向け、周産期医療における迅速な医療の提供に向けた検討など、広域連携をさらに進める。 【重点方針:「広域救急医療体制の充実」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分		評価基準
A	達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B	取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C	取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D	取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域環境保全局	(1)「関西広域環境保全計画」の策定	関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、関西が目指すべき方向や取り組むべき施策のあり方、広域連合の役割等を定めた「関西広域環境保全計画」を策定する。	A	○平成23年3月に「関西広域環境保全計画」を策定し、2030年を見据えた目標「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」、および今後取り組むべき施策の方向性を示した。 ○計画の着実な推進を図るため、「関西広域環境保全計画」に関する有識者会議を設置し、有識者等による点検・評価を開始した。	●次期広域計画では、関西広域環境保全計画で第Ⅱフェーズから取り組むとしていた新たな事務を追加して取り組むこととしている。 ・カワウ以外の鳥獣保護管理等の取組 ・生物多様性に関する情報の共有と流域での取組による生態系サービスの維持・向上 ・年少期の気づきや感動を大切に環境学習の推進 ・廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用を進めるライフスタイルへの転換 ・地域特性を活かした交流型環境学習の推進 ・関西の環境まちづくり事例の発信・交流 ○次期広域計画の計画期間中に、関西広域環境保全計画も計画の最終年度(平成28年度)を迎えることから、次期関西広域環境保全計画の策定に向けた、事務の検討を継続的に行う。 【重点方針:「関西広域環境保全計画」の推進」に記載】
	(2) 温室効果ガス削減のための広域取組	温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業の広域的な取組、関西スタイルのエコポイント事業の実施に向けた検討や信頼性の高い温室効果ガス削減に資するクレジットの広域活用等に係る調査検討、電気自動車の普及促進に向けた広域的な取組を行うことにより、温室効果ガスの削減を図る。	B	○夏・冬のエコスタイルキャンペーンや「関西エコオフィス大賞」の選定などにより、温室効果ガス削減に向けた取組への多様な主体の参画が進んだ。 ○エコポイント事業の本格的な実施により、10社19製品参加があり、制度の自立的展開に向けた取組が進んだ。 ○「関西広域カーボンプレジット推進事業」が環境省支援事業に採択され、調査検討を行った。 ○充電マップのデータ更新や充電インフラの通信・認証機能等の導入検討を行い、電気自動車の利用範囲の拡大や利便性の向上を図るとともに、観光連携事業として、「EV・PHV写真コンテスト」を実施し、電気自動車等の普及促進を図った。	●次期広域計画期間内では、関西広域環境保全計画の第Ⅱフェーズの取組として引き続き下記の事業に取り組んでいく。 ○住民・事業者啓発事業 ・統一キャンペーンの企画・調整・実施 ・住民・事業者が主体となって取り組む新たな温室効果ガス削減対策の検討 ○関西スタイルのエコポイント事業およびクレジットの広域活用に向けた検討・推進 ・エコポイント事業の自立的展開 ・クレジットの広域活用に向けた調査検討、調査検討の結果を踏まえたクレジットの広域活用の推進 ○電気自動車普及促進事業 ・充電マップのデータ更新と発信 ・充電インフラネットワークの整備 ・観光連携事業 【重点方針:「低炭素社会づくりの推進」に記載】
	(3) 府県を越えた鳥獣保護管理の取組	府県をまたがり広域的に移動し被害を与えている野生鳥獣のうち、近年特に被害が深刻化しているカワウについて、モニタリング調査(生息動向調査等)、被害防除に関する事例調査研究等を実施し、これを踏まえカワウ広域保護管理計画を策定するとともに、構成団体が協調して実施する効果の高い被害対策等について検討する。	A	○平成23、24年度にカワウ生息動向調査を実施するとともに、各府県の被害地等の視察を実施し、被害状況等の確認と防除等に関するヒアリングを実施。 ○これらの調査結果をふまえ、「関西地域カワウ広域保護管理計画」を策定した(平成25年3月)。 ○平成25年度からは同計画に基づき、兵庫、大阪の2地域においてモデル的な対策検証事業を実施するとともに、各地における対策の事例を収集した事例集を作成し、当事者同士の情報共有を促進する。 ○さらに、カワウの生息状況や被害状況等のモニタリング調査により、動向把握・検証事業の効果測定をおこない、以降の対策に反映させる。これらにより、地域ごとの被害対策に取り組める体制を整備していくこととしている。	●次期広域計画期間内では、平成25年3月に策定した左記計画に基づき、構成団体や市町と連携したカワウ対策を推進するとともに、モニタリング調査を継続し、関西広域における被害対策体制を整備する。 ●カワウ以外の鳥獣(シカ、外来獣等)についても、各構成団体での取組状況等、現状を把握した上で、新たに取り組むべき鳥獣及び取組の内容を検討し、次期広域計画期間内において新たに取り組んでいく。 【重点方針:「自然共生型社会づくりの推進」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分	評価基準
A 達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B 取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C 取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D 取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
資格試験・免許等		府県毎に実施している調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務(養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。)並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務を集約して、一元的な実施・管理により効率的に行う。 また、処理する事務の範囲を段階的に拡充して、各種の試験を統一的に実施することにより、さらなる事務処理の効率化を目指す。	B	○調理師、製菓衛生師、准看護師の試験及び免許に係る事務については、平成25年4月から関西広域連合の事務として実施している。(調理師・製菓衛生師試験実施(H25.7.14)、なお、准看護師試験はH26.2に実施予定) ○処理する事務の範囲の段階的な拡充については、引き続き検討を行う。	●府県毎に実施してきた調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務(養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。)並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務を集約したところである。 ●今後は、調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許事務の着実な実施するとともに、処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討を行うことにより、事務の一元的な実施・管理により効率的に取り組んで行く。 【重点方針:「資格試験・免許等事務の着実な実施」に記載】 【重点方針:「処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討」に記載】

現行広域計画実施事務評価表

参考1

(評価方法)

- ①現行広域計画に掲載している「実施事務の対応方針」について、H25.8.31現在の達成状況を以下の基準により評価し、達成状況を記載。
- ②評価及び達成状況をもとに、次期広域計画へ反映する内容を記載。

評価区分	評価基準
A 達成	掲載している「実施事務の対応方針」を達成
B 取組中 (計画期間内で達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できていないが、目標の実現に向けた取組を現在継続中で計画期間内に目標を達成(見込みも含む)
C 取組中 (計画期間内では未達成)	掲載している「実施事務の対応方針」をH25.7.31現在では、達成できておらず、目標の実現に向けた取組を現在継続中であるが、計画期間内に目標を達成できない
D 取り組んでいない	掲載している「実施事務の対応方針」について、他律的な要素により取り組んでいない

<既存7分野事務>

担当	実施事務の対応方針	実施事務の対応方針の内容	評価	達成状況	左記達成状況を踏まえた次期広域計画での取組内容
広域職員研修		構成団体の職員研修と機能分担し、広域的な視点を持つ職員の養成並びに業務執行能力の向上を図るため、基本方針、具体的な研修内容等を盛り込んだ「広域職員研修計画」を策定し、関西における共通の政策課題等に関する研修を合同で実施する。 今後、その実施効果を検証しながら、研修事業のさらなる充実を図り、併せて、研修を通じ職員相互の交流や人的ネットワークの形成を図る。	A	○平成23年度から、広域職員研修計画を策定し、関西における共通の政策課題等をテーマとした政策形成能力研修を実施し、構成団体職員間の相互理解及び人的ネットワークの形成を図った。 また、平成24年度からは、団体連携型研修を本格的に実施し、各団体が主催する特色ある研修に他団体職員が受講できる機会を設ける取組も行い、構成団体職員の資質及び能力の向上を図った。 ・政策形成能力研修の受講実績(H23 59名、H24 72名) ・団体連携型研修の受講実績(H23 14名(試行実施)、H24 104名)	●引き続き、合宿形式による政策形成能力研修を実施し、構成団体職員間の相互理解と人的ネットワークの形成を図る。 ●また、団体連携型研修においては、各団体で実施している特色ある研修に、他団体の職員が受講できる相互乗り入れの枠の拡充を図るとともに、参加人数を増やしていく。 更に、WEBを活用し、複数の会場で各団体の職員が一斉受講する取組等、研修の合同実施により事業の効率化を図れるものについて検討を行い、実現化を図っていく。 【重点方針:「幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上」に記載】 【重点方針:「構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成」に記載】 【重点方針:「研修の効率化」に記載】